

# 鹿追町議会議員政治倫理規程

現 行	改 正
<p data-bbox="248 268 640 300">○鹿追町議会議員政治倫理規程</p> <p data-bbox="846 316 1111 384">平成26年4月22日 議会規定第1号</p> <p data-bbox="208 475 282 507">(目的)</p> <p data-bbox="165 520 1111 735">第1条 この規程は、鹿追町議会基本条例第17条に基づき、鹿追町議会議員(以下「議員」という。)が、町民の厳粛な信託を受けたことを認識し、その負託に応えるため、議員の規律の基本となる事項を定めることにより、町民全体の代表者として常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行うとともに、人格と倫理の向上を図り、もって清潔で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p data-bbox="208 751 282 783">(責務)</p> <p data-bbox="165 796 1111 863">第2条 議員は、町民全体の代表者として町政にかかわる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。</p> <p data-bbox="165 876 1111 943">2 議員は、政治倫理基準に反する事実があると疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。</p> <p data-bbox="208 959 389 991">(政治倫理基準)</p> <p data-bbox="165 1003 1111 1070">第3条 議員は、町民全体の代表者としてその品位と名誉を重んじ、次に掲げる政治倫理基準を順守しなければならない。</p> <p data-bbox="197 1083 1111 1182">(1) 常に町民全体の利益を指針として行動するものとし、その地位を利用して、いかなる金品の授受や便宜供与を行わず、町民からの口利きの働きかけを受けないこと。</p> <p data-bbox="197 1198 1111 1297">(2) 町や町の公益法人等が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦又は紹介するなど有利な取り計らいをしないこと。</p> <p data-bbox="197 1313 1111 1412">(3) 町及び町が設立した公社並びに町が出資をしている法人若しくは団体等が行う許可、認可又は請負その他の契約並びに事業について、法人若しくは団体等のために有利な取り計らいをしないこと。</p>	<p data-bbox="1554 432 2089 464">改正 平成30年9月26日議会規程第1号</p>

(4) 議員は、法律で定める場合及び議会で別に定める場合を除き、町から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体等の長及び役員（以下「長及び役員」という。）に就任しないように努めること。

(5) 長及び役員への就任要請があつた場合は、ただちに議長へ報告しなければならない。議長は、この場合検討の上、その就任の可否を返答すること。

(6) 町職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけをしないこと。

(7) 町職員の採用、異動及び昇格等に関する人事に関与しないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、議員活動に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(兼職兼業の禁止)

第4条 議員個人及び議員が役員をしている法人等が請負をすること等の禁止を定めた地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を最大限に尊重し、町民に疑惑の念を生じさせるような行為をしないこと。

2 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他選挙に関する法令を順守し、買収又は寄附等不正の疑惑を持たれるような行為をしないこと。

(審査の請求)

第5条 議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、町民（地方自治法第18条に定める選挙権を有する者。以下同じ。）にあつては町民の30人以上の者の連署、議員にあつては3人以上の者の連署をもつて定める審査請求書（別記様式第1号）により、議長に審査を請求することができる。

(委員会の設置)

第6条 議長は、前条の規定により審査請求を受けたときは、速やかに鹿追町議会議員政治倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 委員会は、議員と有識者の5人を持つて構成し、うち有識者は3人以内とする。

3 委員は、議長が指名する。ただし、審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）及び審査請求書を提出した議員は、委員となることができない。

~~(4) 議員は、法律で定める場合及び議会で別に定める場合を除き、町から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体等の長及び役員（以下「長及び役員」という。）に就任しないように努めること。~~

~~(5) 長及び役員への就任要請があつた場合は、ただちに議長へ報告しなければならない。議長は、この場合検討の上、その就任の可否を返答すること。~~

~~(6)~~ (4) 町職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけをしないこと。

~~(7)~~ (5) 町職員の採用、異動及び昇格等に関する人事に関与しないこと。

~~(8)~~ (6) 前各号に掲げるもののほか、町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、議員活動に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを選出する。

5 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

6 委員会の議事は、委員長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長が決する。

7 委員任期は、当該審査終了時までとする。

(委員会の審査)

第7条 委員会は、前条の規定により議長から審査を求められたときは、速やかに審査を行い、終了したときは、報告書(別記様式第2号)を作成し、その結果を議長に建議する。

2 委員会は、審査対象議員に出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

3 委員会は、審査請求書を提出した請求者から事情を聴取し、資料の提出を求め、又は町民その他の関係人を参考人として出席させ意見を聴くことができる。

4 委員会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意を得たときは非公開とすることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(議員の協力義務)

第8条 議員は、委員会の要求があるときは、審査に必要な書類を提出し、又は委員会に出席して意見を述べなければならない。

(弁明の機会の付与)

第9条 審査対象議員は、委員会に対し、口頭又は文書により弁明する機会を与えるよう請求(別記様式第3号)することができる。

(対象議員に対する措置等)

第10条 議長は、第7条第1項の報告を受け、審査対象議員の行為が政治倫理基準に反していると認めるときは、議会の名誉及び品位を守り、町民の信頼を回復させるため、その議員に対して別に定める措置等を講じることができる。

2 議長は、第7条第1項の報告及び前項の規定により行つた措置等の内容を、第5条の規定により審査請求をした者に通知(別記様式第4号)するとともに、公表しなければならない。

<p>(議長職務の代行)</p> <p>第11条 議長が審査対象議員になったときは副議長が、議長及び副議長とともに対象議員になったときは年長の議員が、議長の職務を行うものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年5月1日から施行する。</p> <p>別記様式第1号(第5条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第2号(第7条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第3号(第9条関係)</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第4号(第10条第2項関係)</p> <p>(略)</p>	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年9月26日から施行する。</p>
---	---

### 鹿追町議会議員政治倫理規程の運用に関する基準

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">○鹿追町議会議員政治倫理規程の運用に関する基準</p> <p style="text-align: right;">平成26年4月22日 議会基準第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この基準は、鹿追町議会議員政治倫理規程(以下「政治倫理規程」という。)の規定に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(例外規定)</p> <p>第2条 政治倫理規程第3条第4号に規定する別に定めるものは次の各号とす</p>	<p style="text-align: right;">改正 平成30年9月26日議会基準第1号</p> <p style="text-align: center;">—(例外規定)—</p> <p>第2条 <del>政治倫理規程第3条第4号に規定する別に定めるものは次の各号とす</del></p>

る。

- (1) 鹿追町議会の運営に関する基準で定める例外事項
- (2) 教育文化・スポーツ団体など文化、趣味、スポーツの単位団体（上部団体の文化連盟、体育連盟は除く。）
- (3) 消防団員（団長・副団長は除く。）
- (4) 単位自治会（単位自治会とは町内会・行政区をいう。上部団体の連合行政区長は除く。）
- (5) 行政から補助及び助成を受けていない団体  
（就任の可否）

第3条 政治倫理規程第3条第5号の議長が就任の可否を決定する場合は、議長は全員協議会に諮るものとする。

（措置）

第4条 委員会の建議を受けた議長は、審査対象議員の行為が政治倫理基準に反していると認めるときは、議会の名誉及び品位を守り、町民の信頼を回復させるため、その議員に対して次の措置等を講じることができる。

- (1) 戒告
- (2) 出席停止
- (3) 辞職勧告
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置  
（その他）

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年5月1日から施行する。

~~る。~~

- ~~(1) 鹿追町議会の運営に関する基準で定める例外事項~~
- ~~(2) 教育文化・スポーツ団体など文化、趣味、スポーツの単位団体（上部団体の文化連盟、体育連盟は除く。）~~
- ~~(3) 消防団員（団長・副団長は除く。）~~
- ~~(4) 単位自治会（単位自治会とは町内会・行政区をいう。上部団体の連合行政区長は除く。）~~
- ~~(5) 行政から補助及び助成を受けていない団体  
（就任の可否）~~

~~第3条 政治倫理規程第3条第5号の議長が就任の可否を決定する場合は、議長は全員協議会に諮るものとする。~~

~~（措置）~~

第4条**第2条** 委員会の建議を受けた議長は、審査対象議員の行為が政治倫理基準に反していると認めるときは、議会の名誉及び品位を守り、町民の信頼を回復させるため、その議員に対して次の措置等を講じることができる。

- (1) 戒告
- (2) 出席停止
- (3) 辞職勧告
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置  
（その他）

第5条**第3条** この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成30年9月26日から施行する